

# ⑨令和7年度 農林水産物・食品輸出促進事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

## 1. 目的

本事業は、農林水産物・食品輸出を増大させるため、新たな輸送スキーム構築に向けた取組みを促進し、阪神港における食品輸出拡大、集貨を促進させることを目的に実施するものです。

## 2. 委託事業内容

### (1) 対象事業

農林水産物等の食品輸出における課題改善に向け、令和7年度に新たな輸送スキーム、物流モデル構築に向けた取組みにおいてリーファーコンテナ(FCL)を使用して実施する事業であって、阪神港の集貨かつ食品輸出における高付加価値化や物流効率化に資する事業。

(例：阪神港における新たな物流ルートの確立を行う事業、新たな鮮度保持技術を導入する事業、多品種混載等新たなチャレンジを行う事業 他)

なお、HSコード2類～4類、7類～13類、15～22類に該当する貨物に限ります。

ただし、韓国の港でトランシップされる貨物は対象外となります。

また、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託はできません。

### (2) 委託対象者

荷主・物流事業者

「輸送依頼者」と「輸送事業者」による共同提案を条件とします。なお、共同提案において、2社はそれぞれ別の法人格を有することが必要です。

「輸送依頼者」：輸送事業者コンテナ輸送に関する業務を依頼した者（実荷主、フォワーダー等）

「輸送事業者」：輸送依頼者からコンテナ輸送に関する業務を受託し、当該輸送に関わる者  
(フォワーダー、倉庫事業者、通関事業者、ドレージ事業者等)

※輸送事業者は、法令に基づいた輸送事業等にかかる免許・資格を有する事

※「輸送依頼者」と「輸送事業者」は貨物の内容やその量、輸送計画について相互に合意したうえで事業計画提案書を策定してください。

### (3) 委託内容

当社と提案事業者との間で業務内容及び業務委託料を協議し、決定します。

業務委託料については、下記の通りです。

1 事業当たり輸送経費の 1/2 上限 100 万円(税込)

※輸送経費は、実施に必要不可欠と判断できる以下の費用。

国内輸送費、阪神港から仕向け地への海上輸送費用、梱包・保管等に要する費用、輸出入に係る諸手続き費用（通関、検疫等）

#### (4) 提出書類

##### 【応募時】

- ① 事業計画提案書（様式 1-⑨農林水産物）
- ② 提案事業者の会社概要（様式 2 共通）
- ③ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

##### 【委託契約終了時】

- ① 事業実績報告書（様式 3-⑨農林水産物）
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

**※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。**

以上

##### 【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail [senryaku@hanshinport.co.jp](mailto:senryaku@hanshinport.co.jp)